

財政収支に関する中期試算

令和3年2月
さいたま市 財政課

中期試算の前提条件

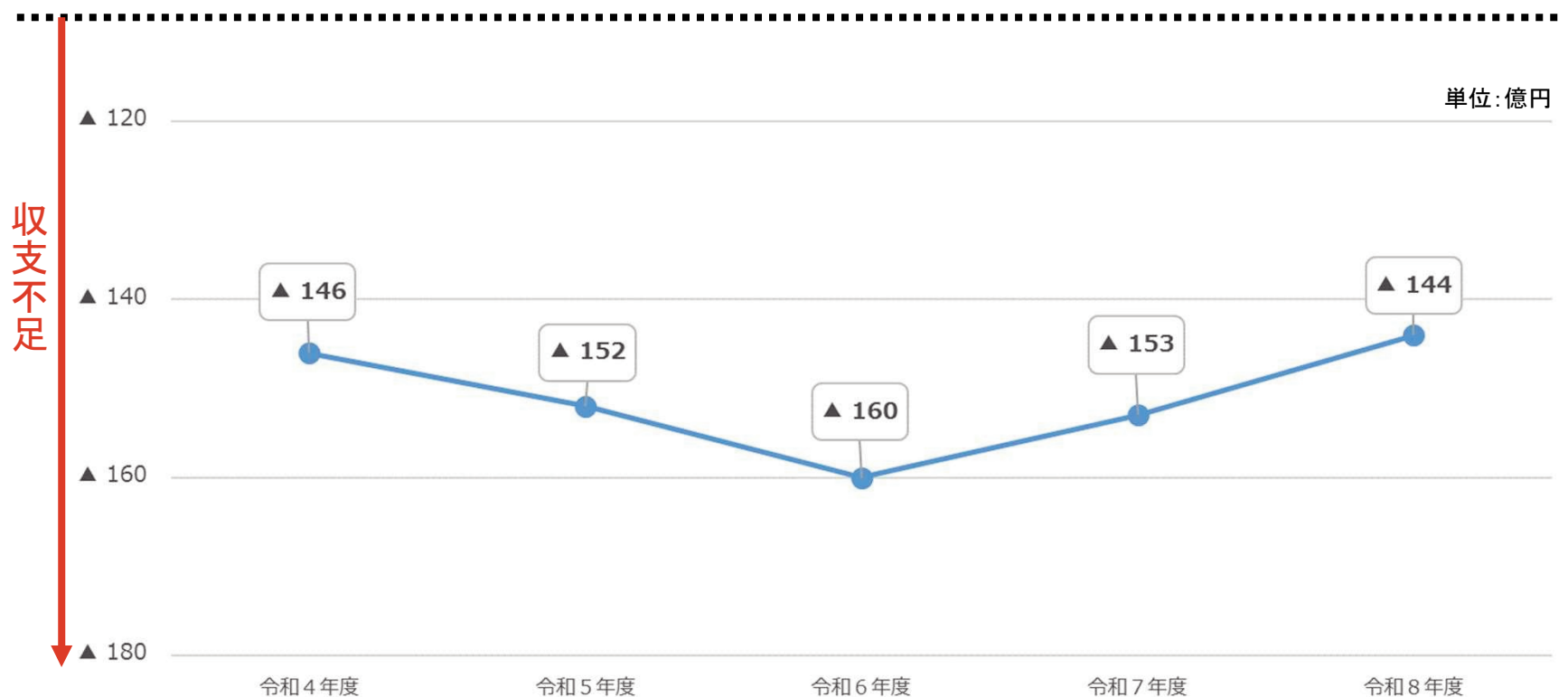
- ・ 当初予算編成に近い条件を設定

歳入	市 譲与税・交付金 税金	○国の地方税収の試算などを参考に推計。また、令和3年度の税制改正大綱の内容を反映。												
	地方交付税 臨時財政対策債	○市税、扶助費、公債費の更新を反映。 ○臨時財政対策債は推計期間中毎年度発行を見込む。												
	国庫・県支出金	○事業費に連動して推計。												
	市 債 (普通建設事業分)	○事業費に連動して推計。												
	その他	○事業費に連動して推計。												
歳出	扶助費	○過去の実績を踏まえて推計。												
	人件費	○「職員のマンパワー確保取組計画」の考え方を踏襲して推計。												
	公債費	○過去の市債発行実績等に基づき、元金償還額及び利払い額等を推計。 ○令和3年度から令和7年度までは、令和3年度当初予算で使用した利率0.3%と設定。 <table border="1" data-bbox="696 1126 1682 1246"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年債金利</td> <td colspan="5">0.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 20年債、30年債の金利設定については別途算定。</p>	年度	R3	R4	R5	R6	R7	10年債金利	0.3%				
	年度	R3	R4	R5	R6	R7								
10年債金利	0.3%													
普通建設事業費 その他	○財政収支への影響が大きいと考えられる政策的事業については、個別に積み上げて推計。 ○それ以外は、令和3年度当初予算と同額を見込む。													

財政収支に関する中期試算結果(財政収支の見通し)

- 推計期間 令和4年度～令和8年度
- 推計ベース 令和3年度当初予算を基本として推計

財政収支の見通し



(注) 財政収支の見通しは、一般財源ベース

〔内閣府試算の消費者物価上昇率・長期金利や歳入・歳出の状況など、現時点で見込むことができる条件を前提に推計この試算は、不確定要素を多く含んでおり、将来に向かって相当の幅をもってみる必要がある〕

R3当初予算編成を踏まえた中期試算結果

- 財政調整基金等の令和3年度当初残高は約56億円の見込み

(単位:億円)

区 分		R3年度 当初予算	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
歳 入	市税	2,617	2,673	2,712	2,737	2,775	2,840
	譲与税・交付金	456	442	444	436	452	469
	地方交付税	61	88	92	92	88	91
	国庫・県支出金	1,467	1,438	1,507	1,639	1,575	1,649
	市債	687	706	794	964	825	693
	臨時財政対策債	205	181	178	197	192	157
	普通建設事業分	482	525	616	767	633	536
	財政調整基金	126	0	0	0	0	0
	その他	704	677	681	679	697	695
	歳入合計(A)	6,118	6,024	6,230	6,547	6,412	6,437
歳 出	義務的経費	3,281	3,329	3,400	3,462	3,536	3,626
	扶助費	1,424	1,475	1,531	1,590	1,652	1,719
	人件費	1,310	1,308	1,305	1,303	1,306	1,296
	公債費	547	547	564	569	578	611
	普通建設事業費	777	832	960	1,229	992	904
	その他	2,060	2,009	2,022	2,016	2,037	2,051
	歳出合計(B)	6,118	6,170	6,382	6,707	6,565	6,581
単年度収支(A-B)		0	▲146	▲152	▲160	▲153	▲144

今後の変動の可能性

① 地方税財政制度

『経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2020』（抄）

（1）当面の経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方

「当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行う。あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速する。」

⇒令和4年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえながらも、安定的な財政運営に向けた
財源の確保が必要となる

『令和3年度与党税制改正大綱』（抄）

「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、（中略）地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」

⇒税制改正による税収の動向を注視する必要がある

② 社会保障制度

保育、障害者自立支援などの制度充実等については、必要な財源が確保されると見込んでいるが、今後社会保障関係経費の伸びが見込まれる中、各年度の地方財政対策の内容を見極めていく必要がある

③ 市税収入 経済状況の変動による市税収入の動向

④ 公債費 経済状況の変動による金利の動向

⑤ 投資的経費など 施設整備の検討による事業費の変動など